

4-19 各種汚染物質対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の設置状況

(平成25年3月31日現在)

種類 市町村名	1	2	3	4	5	合 計	工 場 事業場数
	鉄鋼業焼結施設 焼結炉	製鋼用 電気炉	亜鉛 回収施設	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物 焼却炉		
大阪市		10 (10)		2 (2)	53 (53)	65 (65)	36 (36)
堺市		5 (5)		7 (7)	40 (40)	52 (52)	33 (33)
岸和田市		1 (1)			8 (8)	9 (9)	5 (5)
豊中市					8 (8)	8 (8)	2 (2)
池田市					4 (4)	4 (4)	2 (2)
吹田市					6 (6)	6 (6)	3 (3)
泉大津市					3 (3)	3 (3)	3 (3)
高槻市					14 (14)	14 (14)	7 (7)
貝塚市					4 (4)	4 (4)	3 (3)
守口市					1 (1)	1 (1)	1 (1)
枚方市		1 (1)			14 (14)	15 (15)	8 (8)
茨木市					8 (8)	8 (8)	2 (2)
八尾市				11 (11)	8 (8)	19 (19)	9 (9)
泉佐野市					3	3	3
富田林市					4 (4)	4 (4)	3 (3)
寝屋川市					5	5	2
河内長野市					5 (5)	5 (5)	4 (4)
松原市					4 (4)	4 (4)	3 (3)
大東市					2	2	2
和泉市					7 (7)	7 (7)	5 (5)
箕面市					3 (3)	3 (3)	1 (1)
柏原市				3	7	10	5
羽曳野市				1	2	3	3
門真市					3	3	2
摂津市					4	4	3
高石市					3	3	3
藤井寺市					1	1	1
東大阪市					16 (16)	16 (16)	6 (6)
泉南市					3	3	2
四条畷市					3	3	2
交野市		2				2	1
大阪狭山市					2 (2)	2 (2)	1 (1)
阪南市					2 (2)	2 (2)	1 (1)
島本町					2	2	1
豊能町					0	0	0
能勢町					0	0	0
忠岡町					7 (7)	7 (7)	2 (2)
熊取町					4	4 (0)	3
田尻町					4	4 (0)	2
岬町					1	1 (0)	1
太子町					1 (1)	1 (1)	1 (1)
河南町					3 (3)	3 (3)	3 (3)
千早赤阪村					0 (0)	0 (0)	0
合 計	0 (0)	19 (17)	0 (0)	24 (20)	272 (225)	315 (262)	180 (144)

(注) 1. ( ) 内は平成24年度末時点で当該事務の権限を有する市町村\*で内数である。

\* 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、貝塚市、松原市、茨木市、守口市、八尾市、和泉市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

2. 亜鉛回収施設としては、焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。  
アルミニウム合金製造施設としては、焙焼炉、溶解炉、乾燥炉が該当する。